

特定環境保全公共下水道エネルギー管理標準

処理場

マンホールポンプ場

令和5年 1月 1日

長野市上下水道局下水道施設課

## 目次

### 1 処理場

(1) 受変電・配電設備	-----	1
(2) スクリーンユニット設備	-----	2
(3) 処理場ポンプ設備	-----	3
(4) エアレーション設備	-----	4
(5) 汚泥搔寄設備・攪拌設備	-----	5
(6) 汚泥脱水設備	-----	6
(7) 活性炭脱臭設備	-----	7
(8) 照明設備	-----	8
(9) 空気調和設備	-----	9

### 2 マンホールポンプ場

(1) マンホールポンプ設備	-----	10
マンホールポンプ場一覧 (特環)	-----	11

特定環境公共下水道エネルギー管理標準 改定履歴

改定年月日	主な改定内容	備考
平成 27 年 4 月 1 日	制定	
令和 5 年 1 月 1 日	定期見直し	

関連文書一覧表

< 随時更新 >

文書の名称	発行年月日	備考
長野市上下水道局エネルギー管理要領	平成 25 年 4 月 1 日	長野市上下水道局
長野市上下水道局電気工作物保安規程	平成 20 年 4 月 1 日	長野市上下水道局
運転操作要領	平成 30 年 9 月	下水道施設課
下水道維持管理指針 2014 年版	平成 26 年 9 月 12 日	日本下水道協会
維持管理業務委託保守業務仕様書	平成 30 年 9 月	下水道施設課
業務日誌	毎日	業務受託者
月例点検表	毎月	業務受託者
運転管理月報	毎月	下水道施設課
運転管理年報	毎年	下水道施設課
維持管理年報	毎年	下水道施設課
機能診断票	毎年	下水道施設課
長野市環境マネジメントシステムマニュアル	令和 4 年 4 月 1 日	長野市
長野市役所環境保全率先実行計画	令和 3 年 5 月 24 日	長野市
長野市役所温暖化防止実行計画	令和 4 年 4 月	長野市

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく  管理標準	「運転管理標準」  受変電・配電設備		標準番号	1																									
			整理番号	(1)																									
				処理場																									
<p>目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>1 適用範囲 この管理標準は、各浄化センターにある受変電・配電設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。</p> <p>2 管理基準 <span style="float: right;">2(5-2)①ア、イ</span></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">項目</td> <td style="width: 35%;">基準値</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">最大電力</td> <td>戸隠高原浄化センター</td> <td style="text-align: right;">80 kW</td> </tr> <tr> <td>豊岡浄化センター</td> <td style="text-align: right;">55 kW</td> </tr> <tr> <td>鬼無里浄化センター</td> <td style="text-align: right;">55 kW</td> </tr> <tr> <td>信州新町浄化センター</td> <td style="text-align: right;">45 kW</td> </tr> <tr> <td>中条浄化センター</td> <td style="text-align: right;">50 kW</td> </tr> <tr> <td>配電端電圧</td> <td>200～225V, 95～115V</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 計測・記録 <span style="float: right;">2(5-2)②</span></p> <p>下記項目について、各施設の2週に1回の巡視点検時に記録する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">項目</td> <td style="width: 35%;">受電盤:電力量・電圧・電流</td> <td style="width: 50%;">配電盤:電圧・電流</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">制御盤:電圧・電流</td> </tr> </table> <p>毎月の受電状況については中部電力(株)からの検針票による。</p> <p>4 保守・点検 <span style="float: right;">2(5-2)③</span></p> <p>(1)日常点検については「点検表」により行なう。 <span style="float: right;">2回/週</span></p> <p>(2)月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。 <span style="float: right;">2回/月</span></p> <p>(3)年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。 <span style="float: right;">1回/年</span></p> <p>(4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>※保守・点検は電気工作物保安規程による</p> <p>5 設備の新設・改修 <span style="float: right;">2(5-2)④ア、イ</span></p> <p>新設・改修時には高効率で適正容量の変圧器を採用する。</p>							項目	基準値		最大電力	戸隠高原浄化センター	80 kW	豊岡浄化センター	55 kW	鬼無里浄化センター	55 kW	信州新町浄化センター	45 kW	中条浄化センター	50 kW	配電端電圧	200～225V, 95～115V		項目	受電盤:電力量・電圧・電流	配電盤:電圧・電流		制御盤:電圧・電流	
項目	基準値																												
最大電力	戸隠高原浄化センター	80 kW																											
	豊岡浄化センター	55 kW																											
	鬼無里浄化センター	55 kW																											
	信州新町浄化センター	45 kW																											
	中条浄化センター	50 kW																											
配電端電圧	200～225V, 95～115V																												
項目	受電盤:電力量・電圧・電流	配電盤:電圧・電流																											
	制御盤:電圧・電流																												
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由																											
	令和5年1月1日	定期見直し																											
			実施年月日	制定年月日																									
			平成27年4月1日	平成27年4月1日																									

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 スクリーンユニット設備	標準番号	1
		整理番号	(2)
			処理場

目 的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

1 適用範囲

この管理標準は、各浄化センターにあるスクリーンユニット設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。

2 管理基準

2(6-1)①カ

項目	基準値
電圧	202±20V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

3 計測・記録

2(6-1)②

定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる

項目 スクリーンユニット設備 :電流

4 保守・点検

2(6-1)③ア、イ

- (1)日常点検については「点検表」により行なう。 2回/週
- (2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- (3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

5 設備の新設・改修

2(6-1)④

電力使用量およびメンテナンス手間が掛からない方式を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由				
	令和5年1月1日	定期見直し				
			実施年月日	制定年月日		
			平成27年4月1日	平成27年4月1日		

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 処理場ポンプ設備		標準番号	1											
			整理番号	(3)											
				処理場											
<p>目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>1 適用範囲 この管理標準は、各浄化センターにある汎用およびプロセス用ポンプの運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。</p> <p>2 管理基準 <span style="float: right;">2(6-1)①カ</span>  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">項目</td> <td style="width: 40%;">基準値</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>202±20V</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>点検記録表適正值欄</td> <td></td> </tr> </table> </p> <p>3 計測・記録 <span style="float: right;">2(6-1)②</span>            定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる            項目 ポンプ :電流、運転時間                              :羽根車、ケーシングの磨耗状況</p> <p>4 保守・点検 <span style="float: right;">2(6-1)③ア、イ</span>            (1)日常点検については「点検表」により行なう。 <span style="float: right;">2回/週</span>            (2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 <span style="float: right;">1回/年</span>            (3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>5 設備の新設・改修 <span style="float: right;">2(6-1)④</span>            (1)高効率型ポンプの採用を検討する。            (2)流入汚水量の将来動向について十分な検討を行い、適正ポンプ能力の決定を行う。</p>							項目	基準値		電圧	202±20V		電流	点検記録表適正值欄	
項目	基準値														
電圧	202±20V														
電流	点検記録表適正值欄														
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由													
	令和5年1月1日	定期見直し													
				実施年月日		制定年月日									
				平成27年4月1日		平成27年4月1日									

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 エアレーション設備	標準番号	1
		整理番号	(4)
			処理場

目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

1 適用範囲  
この管理標準は、各浄化センターにあるエアレーション設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。

2 管理基準 2(6-1)①カ

項目	基準値
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による POD槽および放流水質を見ながらのタイマー運転

3 計測・記録 2(6-1)②  
定期的記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる  
項目 電圧、電流、運転時間

4 保守・点検 2(6-1)③ア、イ

(1)日常点検については「点検表」により行なう。	2回/週
(2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
(3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

5 設備の新設・改修 2(6-1)④

- 1)流入汚水水質の状況を踏まえ、高効率型機器の採用を検討する。
- 2)機器選定においては流入汚水量の将来動向について十分な検討を行い、能力の決定を行う。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由				
	令和5年1月1日	定期見直し				
			実施年月日 平成27年4月1日	制定年月日 平成27年4月1日		

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 汚泥掻寄設備・攪拌設備	標準番号	1																	
		整理番号	(5)																	
			処理場																	
<p>目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>1 適用範囲 この管理標準は、各浄化センターにある汚泥掻寄設備・攪拌設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。</p> <p>2 管理基準 <span style="float:right">2(6-1)①カ</span>  <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:30%">項目</td> <td>基準値</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>202±20V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>点検記録表適正值欄</td> </tr> <tr> <td>運転管理</td> <td>別途「運転操作要領」による</td> </tr> </table> </p> <p>3 計測・記録 <span style="float:right">2(6-1)②</span>            定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる  <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:15%">項目</td> <td style="width:45%">汚泥掻寄及び攪拌設備:電流</td> <td style="width:40%">(戸隠高原、豊岡、中条)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汚泥掻寄設備:電流</td> <td>(鬼無里、信州新町)</td> </tr> </table> </p> <p>4 保守・点検 <span style="float:right">2(6-1)③ア、イ</span>            (1)日常点検については「点検表」により行なう。 <span style="float:right">2回/週</span>            (2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 <span style="float:right">1回/年</span>            (3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。         </p> <p>5 設備の新設・改修 <span style="float:right">2(6-1)④</span>            (1)高効率型機器の採用を検討する。            (2)機器選定においては流入汚水量の将来動向について十分な検討を行い、能力の決定を行う。         </p>							項目	基準値	電圧	202±20V	電流	点検記録表適正值欄	運転管理	別途「運転操作要領」による	項目	汚泥掻寄及び攪拌設備:電流	(戸隠高原、豊岡、中条)		汚泥掻寄設備:電流	(鬼無里、信州新町)
項目	基準値																			
電圧	202±20V																			
電流	点検記録表適正值欄																			
運転管理	別途「運転操作要領」による																			
項目	汚泥掻寄及び攪拌設備:電流	(戸隠高原、豊岡、中条)																		
	汚泥掻寄設備:電流	(鬼無里、信州新町)																		
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由																		
	令和5年1月1日	定期見直し																		
				実施年月日 平成27年4月1日	制定年月日 平成27年4月1日															



1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 汚泥脱水設備	標準番号	1															
		整理番号	(6)															
			処理場															
<p>目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>1 適用範囲 この管理標準は、各浄化センターにある汚泥脱水設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの4施設とする。</p> <p>2 管理基準 <span style="float: right;">2(6-1)①カ</span></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">項目</td> <td style="width: 40%;">基準値</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>202±20V, 101±6V</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>点検記録表適正值欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転管理</td> <td>別途「運転操作要領」による</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 計測・記録 <span style="float: right;">2(6-1)②</span></p> <p>定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる</p> <p style="margin-left: 40px;">項目 汚泥脱水機:投入汚泥濃度、汚泥投入量、薬品注入量、運転時間 ケーキ発生量、含水率</p> <p>4 保守・点検 <span style="float: right;">2(6-1)③ア、イ</span></p> <p>(1)日常点検については「点検表」により行なう。 <span style="float: right;">2回/週</span></p> <p>(2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 <span style="float: right;">1回/年</span></p> <p>(3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>5 設備の新設・改修 <span style="float: right;">2(6-1)④</span></p> <p>(1)高効率型機器の採用を検討する。</p> <p>(2)機器選定においては流入汚水量の将来動向について十分な検討を行い、能力の決定を行う。</p>							項目	基準値		電圧	202±20V, 101±6V		電流	点検記録表適正值欄		運転管理	別途「運転操作要領」による	
項目	基準値																	
電圧	202±20V, 101±6V																	
電流	点検記録表適正值欄																	
運転管理	別途「運転操作要領」による																	
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由																
	令和5年1月1日	定期見直し																
		実施年月日			制定年月日													
		平成27年4月1日			平成27年4月1日													

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 活性炭吸着脱臭設備	標準番号	1											
		整理番号	(7)											
			処理場											
<p>目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>1 適用範囲 この管理標準は、各浄化センターにある活性炭吸着脱臭設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。</p> <p>2 管理基準 <span style="float:right">2(6-1)①カ</span>  <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:30%">項目</td> <td>基準値</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>202±20V,101±6V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>点検記録表適正值欄</td> </tr> <tr> <td>運転管理</td> <td>別途「運転操作要領」による</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱臭運転時間は、四季及び機器の状況等により変更を行なう。</li> </ul> </p> <p>3 計測・記録 <span style="float:right">2(6-1)②</span>            定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる            項目 電圧・電流・ファン圧力</p> <p>4 保守・点検 <span style="float:right">2(6-1)③ア、イ</span>            (1)日常点検については「点検表」により行なう。 <span style="float:right">2回/週</span>            (2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 <span style="float:right">1回/年</span>            (3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>5 設備の新設・改修 <span style="float:right">2(6-1)④</span>            (1)高効率型機器の採用を検討する。</p>							項目	基準値	電圧	202±20V,101±6V	電流	点検記録表適正值欄	運転管理	別途「運転操作要領」による
項目	基準値													
電圧	202±20V,101±6V													
電流	点検記録表適正值欄													
運転管理	別途「運転操作要領」による													
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由												
	令和5年1月1日	定期見直し												
		実施年月日		制定年月日										
		平成27年4月1日		平成27年4月1日										

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 照明設備	標準番号	1			
		整理番号	(8)			
			処理場			
<p>目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>1 適用範囲 この管理標準は、各浄化センターにある照明設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。</p> <p>2 管理基準 <span style="float: right;">2(6-2)①イ</span>                       日常の管理                      ・窓際等の場所においては、昼光の利用を心がける。                      ・各部屋において、不要時は消灯をする。</p> <p>3 計測・記録 <span style="float: right;">2(6-2)②</span>                      照明照度の計測及び記録は次のとおり行う。                      照明に印加されている電圧の確認を行う。</p> <p>4 保守・点検 <span style="float: right;">2(6-2)③ア</span>                      照明設備の保守及び点検は以下のとおり行う。                      (1)原則として1回／年、器具及びランプの清掃を行う。                      (2)ランプが点灯しなくなったもの、一定限度まで暗くなったもの(管端の黒化が著しいもの)は有効寿命がきたものとして速やかに新品と取替える。</p> <p>5 設備の新設・改修 <span style="float: right;">2(6-2)④ア、イ、ウ</span>                      (1)蛍光灯照明器具及び蛍光管については以下のとおりとする。                      長野市役所環境保全率先実行計画のグリーン購入に関する特定調達品目及び環境物品選定のための判断基準による。                      (2)水銀灯については高圧ナトリウムランプやメタルハライドランプ等の効率の高いものを考慮すること。                      (3)清掃、光源の交換等保守が容易な照明器具を選択すると共に保守のしやすい場所にする。こと。                      (4)照明器具の選択には、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合照明効率を考慮すること。                      (5)昼光を利用できる範囲は点滅の切替を容易にできる手元SW付照明器具を考慮すること。                      (6)誘導灯を更新する場合は、高輝度型のものにする。こと。                      (7)LED照明器具の導入を検討すること。</p>						
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由				
	令和5年1月1日	定期見直し				
		実施年月日		制定年月日		
		平成27年4月1日		平成27年4月1日		

1)「処理場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 空気調和設備	標準番号	1
		整理番号	(9)
			処理場

目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

1 適用範囲  
この管理標準は、各浄化センターにある空気調和設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センターの5施設とする。

2 管理基準 2(2-2)①イ  
給排気ファン、空調機(ヒートポンプ)の適正電流値を設定し管理する。

項目	基準値	評価頻度
電流	点検記録表適正值欄	1回/月

3 計測・記録 2(6-1)②  
定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる。  
項目 電圧、電流

4 保守・点検 2(2-2)③ア  
(1)日常点検については「点検表」により行なう。 2回/週  
(2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年  
(3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

5 設備の新設・改修 2(6-1)④  
(1)インバーター制御に変更し、電動機の負荷を軽減する。  
(2)配管の布設経路を検討し配管抵抗の低減する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由				
	令和5年1月1日	定期見直し				
			実施年月日 平成27年4月1日	制定年月日 平成27年4月1日		

2)「マンホールポンプ場」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準	「運転管理標準」 マンホールポンプ設備	標準番号	2
		整理番号	(1)
		マンホールポンプ場	

目的  
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

1 適用範囲  
この管理標準は、マンホールポンプ場のポンプ設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。対象施設は別紙「マンホールポンプ場一覧」のとおり。

2 管理基準 2(6-1)①カ

項目	基準値
電圧	100V(101±6V)、200V(202±20V)
電流	点検記録表適正值欄

3 計測・記録 2(6-1)②

定期的に記録し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる

項目	ポンプ	:電流、電圧、電力量、運転時間、運転回数
		:羽根車、ケーシングの磨耗状況

4 保守・点検 2(6-1)③ア、イ

(1)月例点検については「点検表」により行なう。	1回/3月
(2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
(3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

5 設備の新設・改修 2(6-1)④

(1)高効率型ポンプの採用を検討する。

(2)流入汚水量の将来動向について十分な検討を行い、ポンプ能力の決定を行う。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由					
	令和5年1月1日	定期見直し					
			実施年月日 平成27年4月1日	制定年月日 平成27年4月1日			

マンホールポンプ場一覧(特環)

No	施設名称	契約内容	住 所
1	51-01 越水奥社入口	低圧電力	長野市戸隠3509
2	51-02 越水竹細工センター	低圧電力	長野市戸隠
3	51-03 越水民族館上	低圧電力	長野市戸隠
4	51-04 越水午王峰北	低圧電力	長野市戸隠
5	51-05 越水午王峰南	低圧電力	長野市戸隠午王峰3688-93
6	51-06 越水ヴァイ戸隠	低圧電力	長野市戸隠3689
7	51-07 越水ダイフク横	低圧電力	長野市戸隠3695
8	51-08 越水タンネ前	低圧電力	長野市戸隠3684
9	51-09 越水シャレー	低圧電力	長野市戸隠
10	51-10 越水白樺ロッジ前	低圧電力	長野市戸隠3637-1
11	51-11 越水植物園前	低圧電力	長野市戸隠
12	51-12 越水ロッジ	低圧電力	長野市戸隠
13	51-13 越水ロッジ南	低圧電力	長野市戸隠越水3611
14	51-14 越水モミの木山荘	従量電灯B	長野市戸隠3625
15	51-15 越水諏訪宅	低圧電力	長野市戸隠3655-2
16	51-16 越水飯島ロッジ	低圧電力	長野市戸隠3682
17	51-17 宝光社中央	低圧電力	長野市戸隠宝光社2222-1
18	51-18 宝光社芦原	低圧電力	長野市戸隠宝光社2185
19	51-19 宝光社保育園	低圧電力	長野市戸隠宝光社2455
20	51-20 宝光社坂本	低圧電力	長野市戸隠宝光社2213
21	51-21 中社ふたん沢	低圧電力	長野市戸隠中社3468
22	51-22 中社西根	低圧電力	長野市戸隠中社3314
23	51-23 中社深雪山荘	低圧電力	長野市戸隠中社3177
24	51-24 中社柳澤宅	従量電灯B	長野市戸隠中社3470
25	51-25 中社水源地	低圧電力	長野市戸隠中社
26	51-26 中社矢後宅	低圧電力	長野市戸隠中社3180
27	51-27 中社高橋宅	低圧電力	長野市戸隠中社3549-2
28	52-01 豊岡諸沢	低圧電力	長野市戸隠豊岡原山7165-75
29	52-02 豊岡諸沢上	低圧電力	長野市戸隠豊岡原山9165-19
30	52-03 豊岡二条	低圧電力	長野市戸隠豊岡1346
31	52-04 豊岡大中	低圧電力	長野市戸隠豊岡1681-1
32	52-05 豊岡中村	低圧電力	長野市戸隠豊岡2542
33	52-06 豊岡上楡木	低圧電力	長野市戸隠豊岡3335
34	52-07 豊岡中島	低圧電力	長野市戸隠豊岡2708-4
35	52-08 豊岡尾上	低圧電力	長野市戸隠豊岡991-15
36	52-09 豊岡原	低圧電力	長野市戸隠豊岡2735-13

マンホールポンプ場一覧(特環)

No	施設名称	契約内容	住 所
37	52-10 豊岡銚子口	低圧電力	長野市戸隠豊岡10400-3
38	52-11 豊岡和沢	低圧電力	長野市戸隠豊岡2459
39	52-12 豊岡鳥居原	低圧電力	長野市飯綱高原10230-9
40	52-13 豊岡二条西宅	低圧電力	長野市戸隠豊岡1332
41	52-14 豊岡中林宅	従量電灯B	長野市戸隠豊岡2789-10
42	52-15 豊岡和沢小林宅	低圧電力	長野市戸隠豊岡2192-2
43	52-16 豊岡上楡木長峰宅	低圧電力	長野市戸隠豊岡3361
44	52-17 豊岡上楡木峰村宅	従量電灯B	長野市戸隠豊岡3977
45	52-18 豊岡市川宅	低圧電力	長野市戸隠豊岡2784-5
46	52-19 豊岡平沢	低圧電力	長野市戸隠豊岡平沢6408-2
47	52-20 豊岡折橋	低圧電力	長野市戸隠豊岡鞍掛6975-1
48	52-21 豊岡処理場前	低圧電力	長野市戸隠豊岡15-1
49	52-22 豊岡下楠川	低圧電力	長野市戸隠豊岡7553
50	52-23 豊岡下楠川下	低圧電力	長野市戸隠豊岡7962-9
51	52-24 豊岡母袋	従量電灯B 低圧電力	長野市戸隠豊岡9598
52	52-25 豊岡奈良尾	低圧電力	長野市戸隠豊岡9102
53	52-26 豊岡中ノ地		長野市戸隠豊岡1965-3
54	52-27 豊岡下楠川原山宅	従量電灯B	長野市戸隠豊岡
55	52-28 豊岡宇和原原山宅	従量電灯B	長野市戸隠豊岡8278
56	52-29 豊岡平沢塚田宅	低圧電力	長野市戸隠豊岡6973
57	52-30 豊岡平沢小嶋宅	低圧電力	長野市戸隠豊岡6394-1
58	53-01 鬼無里下新倉	低圧電力	長野市鬼無里2019
59	53-02 鬼無里森林組合	低圧電力	長野市鬼無里2552
60	53-03 鬼無里越上り上	低圧電力	長野市鬼無里
61	53-04 鬼無里越上り下	低圧電力	長野市鬼無里
62	53-05 鬼無里須田町	低圧電力	長野市鬼無里407-3
63	53-06 鬼無里下沖	低圧電力	長野市鬼無里94
64	53-07 鬼無里南町	低圧電力	長野市鬼無里南町
65	53-08 鬼無里坂口団地	低圧電力	長野市鬼無里
66	53-09 鬼無里和田	低圧電力	長野市鬼無里和田2874
67	53-10 鬼無里ワナゲ沢	低圧電力	長野市鬼無里小橋2842
68	53-11 鬼無里小橋	低圧電力	長野市鬼無里2745-4
69	53-12 鬼無里東町	低圧電力	長野市鬼無里2914-1
70	53-13 鬼無里蓬平	低圧電力	長野市鬼無里2662-2
71	53-14 松原(未接続)		
72	53-15 和田2(未接続)		

マンホールポンプ場一覧(特環)

No	施設名称	契約内容	住 所
73	54-01 新町1号	低圧電力	新町31-2
74	54-02 新町2号	低圧電力	新町1000-1
75	54-03 新町3号	低圧電力	新町100-5
76	54-04 竹房1号	低圧電力	竹房277-1
77	54-05 竹房2号	低圧電力	竹房1010-1
78	54-06 上条1号	低圧電力	上条2058-4
79	54-07 上条2号	低圧電力	上条106-1
80	54-08 上条3号	低圧電力	上条49-2
81	54-09 上条4号	低圧電力	上条349-4
82	54-10 上条5号	低圧電力	上条1900
83	54-11 穂刈1号	低圧電力	里穂刈9-1
84	55-01 大野	低圧電力	中条村住良木6971
85	55-02 住良木団地	低圧電力	中条村住良木8380
86	55-03 寒沢	低圧電力	中条村住良木9135-ロ
87	55-04 保高第1	低圧電力	中条村住良木8289-4
88	55-05 保高第2	低圧電力	中条村住良木
89	55-06 道の駅	低圧電力	中条村住良木
90	55-07 月夜棚第1	低圧電力	中条村中条4156-1
91	55-08 月夜棚第2	低圧電力	中条村中条4599-2
92	55-09 青木第1	低圧電力	中条村中条64-5
93	55-10 青木第2	低圧電力	中条村中条住良木612付近
94	55-11 長谷鳥	低圧電力	中条村中条2829-2
95	55-12 宮	低圧電力	中条村中条2118-5
96	55-13 古町	低圧電力	中条村中条2328-1
97	55-14 町南	低圧電力	中条村中条2462-2
98	55-15 町北	低圧電力	中条村中条
99	55-16 大畠	低圧電力	中条村中条4467-2
100	55-17 境の沢	低圧電力	中条村日下野30-2
101	55-18 市ノ瀬	低圧電力	中条村日高
102	55-19 下五十里第1	低圧電力	中条村日高2420-3
103	55-20 下五十里第2	低圧電力	中条村日高485-1下五十里内
104	55-21 下五十里第3	低圧電力	中条村日高409
105	55-22 上五十里団地第1	低圧電力	中条村日高上五十里団地811
106	55-23 上五十里団地第2	低圧電力	中条村日高
107	55-24 大久保宅	従量電灯B	中条村住良木2369
108	55-25 中条松本宅	従量電灯B	中条村中条2905-1



マンホールポンプ場一覧(特環)

No	施設名称	契約内容	住 所
109	55-26 壇原宅		中条村中条2381-1
110	55-27 日下野早川宅	低圧電力	中条村日下野12-ロ
111	55-28 堀切	低圧電力	中条村日高53-1
112	55-29 宮西	低圧電力	中条村中条宮1940-1
113	55-30 梨木早川宅	従量電灯B	中条村日高
114	55-31 住良木松本宅	従量電灯B	中条村住良木8417-1
115	55-32 宮沢宅	従量電灯B	中条村住良木字寒沢
116	55-33 溝口宅	従量電灯B	中条村中条住良木字青木
117	55-34 月夜棚宮尾宅	低圧電力	中条村中条4314-1
118	55-35 コーメックス	従量電灯B	中条村日高
119	55-36 西澤宅	従量電灯B	中条村住良木9281-2
120	55-37 酒井宅	従量電灯B	中条村日下野24-2
121	55-38 住良木	低圧電力	中条住良木950-4